

## 会 議 の 経 過

議 長（川村重光君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員を報告いたします。3番、種市正孝君から欠席する旨の通告がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回六戸町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（川村重光君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、六戸町議会会議規則第124条の規定により、議長において、

7番 高 坂 茂 君

8番 下 田 敏 美 君

の両名を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期決定前に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

12番、苫米地繁雄君。

議会運営委員長（苫米地繁雄君）

報告いたします。

去る6月28日告示となり、本日招集されました令和4年第3回六戸町議会臨時会の会期等に関して、本日午前9時より議会運営委員会を開催し審議した結果、本臨時会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日7月11日の1日間とすることに決定いたしましたので、議員各

位には当委員会の決定にご賛同くださるようお願い申し上げまして、報告といたします。

議 長（川村重光君）

議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日7月11日の1日間と決定いたしました。

次に、日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、本日までに受理した陳情は、会議規則第89条及び第90条並びに第93条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり1件で、議員配付とすることといたしました。

次に、日程第4 提出議案の一括上程を議題といたします。

本臨時会に町長より提出されました議案は、報告第4号、報告第5号、承認第14号、議案第26号の4件であります。これを一括上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（吉田 豊君）

皆様、改めまして、おはようございます。

早速ではございますが、提案理由説明を申し述べたいと存じます。

令和4年第3回六戸町議会臨時会の開会に当たり、議員各位のご参集を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

本臨時会は、報告2件、承認1件、議案1件、計4件のご審議をお願いいたします。

それでは、本臨時会に提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第4号 専決処分の報告について申し上げます。

その内容は、町民バスが運転操作を誤り路肩に設置されているスノーポールに衝突したことにより、交通安全施設を損傷させた事故の損害賠償額について、専決第13号により専決処分を行いましたので、報告するものであります。

報告第5号 専決処分の報告について申し上げます。

その内容は、道路敷地から伸びていた支障木と走行していた車両が接触し、フロントドア等が損傷した事故の損害賠償額について、専決第15号により専決処分を行いましたので、報告するものであります。

承認第14号 専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

令和4年度六戸町一般会計補正予算（第2号）を令和4年6月13日付専決第14号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額に810万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ61億4,597万5,000円としたものであります。

議案第26号 工事の請負契約について申し上げます。

本案は、小松ヶ丘処理区流域下水道接続20工区（処理場撤去）工事について、請負契約を締結するため提案するものであります。

以上、本臨時会に提案いたしました議案等について概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、慎重にご審議の上、ご承認、ご決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

ありがとうございます。

議 長（川村重光君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、日程第5 報告第4号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

改めまして、おはようございます。

それでは、報告第4号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書1ページからになります、2ページと3ページをご覧ください。

本件は、令和4年3月17日、六戸町大字犬落瀬字下淋代4番地1付近、県道三沢七戸線の上北自動車道六戸三沢インター付近になりますが、走行していた町民バスが、運転操作を誤り路肩に設置されているスノーポールに衝突したことにより、交通安全施設を損傷させたものであります。

この示談が成立したことにより、令和4年6月10日に、損害賠償の額9万7,405円を専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

なお、損害賠償の額はその全額が全国自治協会自動車損害保険により支払われております。以上で報告第4号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号 専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第6 報告第5号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

報告第5号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書4ページからになります、5ページと6ページをご覧ください。

本件は、令和4年4月1日、六戸町大字犬落瀬字通目木17番地2地先、町道犬落瀬通目木線のゴルフ場付近になりますが、道路敷地から伸びていた支障木と走行していた車両が接触し、フロントドア等が破損したものであります。

この示談が成立したことにより、令和4年6月10日に、損害賠償の額7万2,102円を専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

なお、損害賠償の額はその全額が全国町村会損害賠償補償保険により支払われております。以上で報告第5号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

7番、高坂茂君。

7番（高坂茂君）

事故状況なんですけれども、支障木、道路脇の枝だと思うんですけれども、ゴルフ場の近くということで、そういった道路で走っていると、そういうのは結構見られるんですね。そういったところで、この支障木というのは私有地から出ているものか、それともこの町道ですか、そこから出ている、それが支障木になっているのか、そういった状況。

それから、パトロールもしていると思うんですけれども、そういった類いの支障木、それと大木でも枝が出ていると、そういったのがあると思います。対応というんですかね、そういったところをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（川村重光君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

ただいまの高坂議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、今回の道路から伸びていた支障木ですが、これは道路敷地から伸びていた枝が車をこすったという事故であります。それで、パトロールの状況ですが、まず定期的に道路パトロールをして、穴ぼことか、こういう支障木については、発見された次第に随時対応、枝を伐採等の対応をしております。あと、年間を通じて支障木伐採業務というものを発注しております。それは計画的に路線を定めて伐採を進めておりますので、今後、このようなことがないようにパトロールを十分行って、こういう事故がないように努めてまいりたいと思

ます。

以上です。

議 長（川村重光君）

7 番、高坂茂君。

7 番（高坂 茂君）

もう1点ですね、支障木、要するに町道の敷地内の支障木ということでよろしいんですか。それともう一つは、私有地から伸びている場合もありますね。そういったところの対応というんですか、危険箇所というのは、そういう所有者の方に指導というんですか、そういったケースについての取組というのは、対応というんですか、そういったところはどのようなふうになっていますでしょうか。

議 長（川村重光君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

町道の敷地から伸びているものについては、直営、もしくはその業者委託のほうで支障木を伐採しております。中には、民地、私有地から伸びている枝等もたくさんあります。こういった場合については、まず土地の所有者に文書等で連絡をして伐採等をお願いしておりますが、どうしてもできない場合は町のほうで対応することにしております。

以上です。

7 番（高坂 茂君）

分かりました。

あとは、その対応をよろしくお願いします。

議 長（川村重光君）

そのほか。

8 番、下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

今、高坂議員の関連ですが、民地から転んで事故が起きた場合、補償はどちらですることになるんですか。

議 長（川村重光君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

民地からもし倒木があって、道路に倒木されて事故があった場合は、道路管理の分野もありますので、道路管理者の責任もありますので、そのときは損害賠償の対象になるかなと思います。

議 長（川村重光君）

8 番。

8 番（下田敏美君）

じゃ、個人は全く補償には関係ないということですか。

議 長（川村重光君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

今までそういう事例がなかったので、土地の所有者の賠償責任については、ちょっと調査してみなければ分かりませんので、後で回答したいと思います。

議 長（川村重光君）

そのほかございませんか。

11番、山本実君。

1 1 番（山本 実君）

これは、結論は道路の管理が悪いからなった事故ですよね。これは、じゃ、お認めになっているかと思うんですが、4月1日に発生した事故ということで、私が連絡したのはいつでしたか。この期間というふうなものは、いわゆる伸びているそのものについては何ら手をつけていなかったわけですよね。これは、その辺のところは少しのんきではないのかなという感じはするんですね。

ですから、課を運営するスタッフ、人数的なものもあるでしょうけれども、予算も絡むこととございますから、あまり強くはお話もできないんですけども、小まめなパトロール、これに尽きると思います。そして、今、7番議員、8番議員がおっしゃったようなことを回避をするためには、やはり小まめなパトロール、そして危険だなと思うのは、事故が発生する前にやはり何かの対応、対策をしなければならない、それに尽きると思いますので、課長、大変だと思いますけれども、まず町内全般を見て、よろしくお願ひしたいと申します。

議 長（川村重光君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

山本議員から連絡があったのは、4月上旬ではないかというふうな記憶でございます。

先ほど山本議員が言われたとおり、今以上に小まめなパトロールを十分行って、このような事故がないように、枝等の支障木が発見された場合は至急対応するように努めてまいりたいと申しますので、よろしくお願ひします。

議 長（川村重光君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号 専決処分の報告についてを終わります。



次に、日程第7 承認第14号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。  
担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

議案書の7ページからになります。

承認第14号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度六戸町一般会計補正予算（第2号）を令和4年6月13日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

9ページをご覧ください。

令和4年度六戸町一般会計補正予算（第2号）について、第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ810万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億4,597万5,000円としたものであります。

それでは、補正の内容について、別冊の令和4年度補正予算に関する説明書に基づきご説明申し上げます。

ご準備願います。

説明書の3ページをご覧ください。

今回の補正予算は、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金について予算計上したものであります。

最初に、歳入からご説明申し上げます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付事業補助金810万円を計上いたしました。

次に、下段の歳出についてご説明申し上げます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費は、3節職員手当等、10節需用費、11節役務費に給付事業の事務経費をそれぞれ計上し、18節負担金、補助及び交付金に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金650万円を計上いたしました。児童1人当たり一律5万円で、対象者を130人と見込んでおります。

以上で承認第14号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第14号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第8 議案第26号 工事の請負契約についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第26号 工事の請負契約についてご説明いたします。

議案書11ページをお開き願います。

本案は、次のとおり工事の請負契約を締結するものであります。

1、工事の表示。

(1) 名称、小松ヶ丘処理区流域下水道接続20工区（処理場撤去）工事。

(2) 場所、六戸町小松ヶ丘地内。

2、契約金額。2億5,300万円、これは消費税を含むものでございます。

3、契約の相手方。住所、六戸町大字犬落瀬字千刈田2番地8号。会社名、株式会社佐藤建設工業。代表者名、代表取締役、佐藤陽大。

なお、工事の内容、入札状況につきましては、補足資料の1ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で議案第26号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 工事の請負契約については原案のとおり可決いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和4年第3回六戸町議会臨時会を閉会いたします。

ご起立願います。

お疲れさまでした。

閉会 (午前10時26分)